

素敵に生きよう

vol.74

女性に対する暴力防止運動

パープルリボン普及イベント



夫・パートナーからの暴力(DV)、性犯罪、売買春、セクシユアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。国や大阪府、松原市では毎年11月24日～27日を「女性に対する暴力をなくす運動」期間としてさまざまな催しを行います。

暴力をしない、許さないという意識づくりを進め、誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを目指し、一人ひとりができることはなにか、この機会に考えてみませんか。

DV(デートDV)・・・

「わかって愛?」

付き合っているのだから、好きだから、従うのは仕方ない・・・など、いつも相手に合わせてしまつ。また、好きな人と一緒にいるのに、「しらん」「こわい」と感じることもあるなら、それはDV(デートDV)かもしれません。

DVは、配偶者や交際中のカップルなど親密な関係にあるまたはあつた人からふるわれる暴力(身体的・精神的・性的・経済的暴力など)のことです。大人だけの問題ではなく、高校生や大学生などの若者の間でも起こっています(恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」といいます)。

好きだからと言って暴力をふるつ、好きだからと言って暴力を受け入れることが愛ではありません。どのようなことがあつても、暴力は許されることではありません。相手との関係が

ちょっとおかしいな?と思ったら、ひとりで悩まず相談してください。

《DV・デートDV相談》

被害者の安全確保を最優先にし、被害者が主体的にこれからの生活を考えていけるよう、被害者の気持ちに寄り添いながら必要な支援をしていきます。人権交流室、はーとビューでは電話、面接による相談を行っています(月～金曜日午前9時～午後5時30分)。

《特設女性相談》

毎週木曜日に女性カウンセラーによる無料の女性相談を行っています(23ページ参照)。一人ひとりに寄り添い、気持ちを整理しながら問題の解決に向けて考えていきます。

▼とき 11月22日(木)午後5時～8時
▼ところ 市役所3階相談室

《法務局 電話相談》

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、下記の期間において、受付時間を延長し、土・日の相談も受け付けます。相談は無料ですが、秘密は厳守します(ホットライン ☎0570・070・810)。

▼とき 11月12日(月)～18日(日)午前8時30分～午後7時 ※17日(土)・18日(日)は午前10時～午後5時 ▼内容 夫・パートナーからの暴力、職場などにおけるセクシユアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性をめぐるさまざまな人権問題 ▼問合せ 大阪法務局人権擁護部 ☎06・694・29496)

《パネル展》
「パープルリボン普及イベント」
▼とき 11月19日(月)～22日(木) ▼ところ 市役所市民ロビー

《セミナー》
「DV・デートDVの現状から考える。パートナーとのより良い関係とは?」
▼とき 11月26日(月)午後1時～3時
▼ところ 市役所8階会議室 ▼講師 国安澄江さん(ウィメンズセンター大阪スタッフ) ▼定員 先着30人 ▼保育 一人300円、直接NPO法人子育て支援ぽけっと ☎268・21182、☎284・7733)へ。 ▼申込み・問合せ 電話 ☎3332・5705)・Eメール (heartview@city.matsubara.osaka.jp)へ。 はーとビューへ。

94